

「地域における障害者等の相談支援体制の構築に必要な理解と実践 (大切にしてほしい31のチェック項目)」について

■「大切にしてほしい31のチェック項目」による自己点検

- 先行して実施した市町村向けのオンライン研修では、参加者の皆さんに、事前に「地域における障害者の相談支援体制の構築に必要な理解と実践。大切にしてほしい31のチェック項目」(5段階評価)にチェックを入れていただきました。(チェックリスト様式はp5~7参照)
- 本チェックリストは、自市町村における相談体制の整備状況について自己点検することを目的としています。回答にあたっては、市町村職員だけでなく自立支援協議会の構成メンバー等、地域の相談支援体制を担う関係者など、できるだけ複数人で確認の上、チェックをしてもらうようにしています。
- 回収票の8割は、複数人による検討結果であり、概ね相談支援体制を構成する関係者間の共通認識としての「現在地」と捉えることができます。

※各都道府県には管内市町村からの回答結果をお渡ししますので、ブロック会議でのグループワークの際、議論の素材としてご活用ください。

「大切にしてほしい31のチェック項目」の概要

I. 相談支援体制構築のための基礎理解	
○相談支援専門員の創設と(自立支援)協議会の設置(No1~2)	・相談支援体制を整備するための要となる仕組み(専門性の発揮と組織的・体系的展開)
II. 相談支援体制構築に必要な要素の理解と実践	
○担当部署(行政)(No3~5)	・担当部署に求められる自覚と姿勢
○行政内連携(相互の協力)(No6~8)	・庁内他課等との連携の必要性
○行政と相談支援事業所(No9~10)	・民パートナーシップの必要性
○基幹相談支援センター(No11~18)	・基幹相談支援センターの中核的な機能(人材育成・地域づくりの要)の必要性
○地域生活拠点等(No19~24)	・平時の備え、関係機関・団体の理解と協力の必要性、拠点コーディネーターの配置の重要性
○(自立支援)協議会(No25~31)	・地域づくりに向けた組織的・計画的運営の必要性

■「大切にしてほしい31のチェック項目」の解説

○オンライン研修の講義において、講師から参加者（市町村職員等）へ31項目の意味について解説がありましたので、簡潔にご紹介します。

<相談支援体制構築のための基礎理解> (No1~2)

○まず、「障害のある市民、あるいはそのご家族の期待に応え、様々な施策を推進するために相談支援専門員と障害福祉施策を推進する行政の機能をサポートする重要な仕組みである協議会がつけられたことを再確認して頂きたい。

<担当部署の基本姿勢、庁内関係部署、相談支援事業所等との連携> (No3~10)

○その上で、行政担当部署の責任や役割の明確化、行政内の連携、行政と委託相談等、官民の連携によって、包括的な相談支援体制をつくることの意味を考えて頂きたい。

<相談支援と基幹相談支援センター> (No11~18)

○相談支援は、委託相談、計画相談、児童発達支援センターとの連携による相談支援体制の整備が求められる。

○計画相談については、必要とするすべての人にケアマネジメントを届けるためにつくられたものであり、工夫しながら推進して頂きたい。

○相談支援の体制を強化する方法として、複数の計画相談事業所が共同して一体的管理運営を行うことも検討の余地がある。

○既に設置されている基幹相談支援センターの中には、いわゆる総合相談に追われているケースもあるようだが、国が求めている中核的機能にシフトチェンジをして頂きたい。

<地域生活支援拠点等> (No19~24)

○地域生活支援拠点をつくった当初から、平時の対応や地域移行の重要性が言われていたところだが、平時における体制整備がより重要であり、それが緊急時の対応の備になるということである。

○また、平時の対応を地域全体で取り組むために拠点コーディネーターは非常に重要な役割を担うということである。

<自立支援協議会> (No25~31)

○自立支援協議会協議会においては、個別の課題から地域課題を整理、集約し、ボトムアップしたものは、自治体の障害福祉計画にしっかり落とし込んで、それをブレイクダウンして施策に反映させることが重要である。

<アドバイザーの活用> (No30)

○また、都道府県のアドバイザーを活用して、都道府県と連動して相談支援体制を構築して頂きたい。

<市町村へのメッセージ>

○最後に、多岐にわたる課題に対して、官民共同の横断的な仕組みを通して、困難を突破し、政策に反映するために「チーム力」として民間の力を活用して頂きたい。

■「大切にしてほしい31のチェック項目」の結果概要

<チェックリストの目的・意図>

- 「大切にしてほしい31のチェック項目」は、自市町村（地域）の相談支援体制の現状を主観的評価によって5段階で点検するツールです。
- 点検のプロセスにおいて、官民の関係者が主観と主観を突き合わせることで、「地域における障害者等の相談支援体制の構築に必要な理解と実践」に関する市町村（地域）の「現在地」について共通認識を持つことができます。
- 特に市町村担当者は人事異動により、相談支援の制度や仕組み、地域の相談支援体制の歴史を知らない場合もあり、関係者と一緒に行う自己点検を通じて、理解を深める効果も期待されます。

<個票の見方（例）>

- 5段階の評価で「1. とてもあてはまる」あるいは「2. ややあてはまる」が選択されている場合は、各市町村（地域）の基幹相談支援センター設置や地域生活拠点等の整備、協議会活動の状況に応じて、更なる工夫や改善に取り組む準備ができている状況にあると捉えることができます。
- 一方、「3. どちらともいえない」「4. あまりあてはまらない」「5. 全くあてはまらない」が選択されている場合は、「理解と実践」に何らかの課題がある可能性があるとして捉えることができます。
- 下記の集計表は、市町村の全体傾向を示したものです（R7. 10. 6時点の速報値）。
- 「1. とてもあてはまる」と「2. ややあてはまる」を「あてはまる」に、「4. あまりあてはまらない」と「5. 全くあてはまらない」を「あてはまらない」に統合し、3段階で集計しています。

地域における障害者等の相談支援体制の構築に必要な理解と実践(大切にしてほしい31のチェック項目)
厚生労働省障害者地域生活支援体制整備事業

			あてはまる (1+2)	どちらとも いえない(3)	あてはまら ない(4+5)	無回答	合計
I. 相談支援体制構築のための基礎理解							
1	相談支援専門員の創設と(自立支援)協議会の設置	1 相談支援専門員と(自立支援)協議会は、障害福祉施策を推進する行政の機能をサポートする重要な仕組みであることを理解している。	533 94.8%	24 4.3%	4 0.7%	1 0.2%	562 100.0%
		2 相談支援専門員は、相談者の年齢や障害毎の区別なく支援できるように制度化された職種であるということを理解している。	539 95.9%	18 3.2%	4 0.7%	1 0.2%	562 100.0%
II. 相談支援体制の構築に必要な理解と実践							
1	行政の担当部署	3 障害福祉担当係の窓口対応において、相談者の相談内容を丁寧に聞き取っている。	501 89.1%	23 4.1%	8 1.4%	30 5.3%	562 100.0%
		4 障害福祉担当係において、相談者に担当者を分かりやすく明示するなど、責任の所在をはっきり示している。	431 76.7%	84 14.9%	17 3.0%	30 5.3%	562 100.0%
		5 障害福祉担当係で対応に苦慮する場合には、上司や部署内で相談できる。	508 90.4%	21 3.7%	3 0.5%	30 5.3%	562 100.0%
2	行政内における連携	6 庁内連携が必要な場合には、障害福祉担当係内だけでなく、関係部署にもタイムリーに相談・対応できるチームが組める。	430 76.5%	86 15.3%	17 3.0%	29 5.2%	562 100.0%
		7 精神保健分野と協働して、相談支援体制を整備する重要性を理解している。	466 82.9%	52 9.3%	15 2.7%	29 5.2%	562 100.0%
		8 重層的支援体制整備事業は包括的な支援体制の整備が目的であり、総合窓口をつくるための事業でないこと、また事業の推進にあたっては調整機能が重要であることを理解している。	410 73.0%	93 16.5%	30 5.3%	29 5.2%	562 100.0%
3	行政と委託相談等との連携	9 相談者の状況等によっては、障害福祉担当係と管内の委託相談支援事業者、基幹相談支援センター等に情報共有や協働体制が組める。	498 88.6%	25 4.4%	16 2.8%	23 4.1%	562 100.0%
		10 委託元である市町村は、委託相談支援事業者の事業計画等について事業評価を行う等、事業運営の中立性・公平性を担保する仕組みがある。	306 54.4%	148 26.3%	80 14.2%	28 5.0%	562 100.0%

			あてはまる (1+2)	どちらとも えない(3)	あてはまら ない(4+5)	無回答	合計
4	基幹相談支 援センター	11 計画相談(指定特定・指定障害児)、委託相談(市町村障害者相談支援事業)、(中核機能強化加算を算定している)児童発達支援センターとの連携による相談支援体制が整備されている。	346 61.6%	94 16.7%	79 14.1%	43 7.7%	562 100.0%
		12 計画相談・地域相談について、報酬による収入で事業経営が成立可能と理解している。	202 35.9%	173 30.8%	143 25.4%	44 7.8%	562 100.0%
		13 複数の計画相談支援事業所が協働して一体的管理運営を行う体制を確保することや、「相談支援員」の導入など、相談支援体制の充実に向けた取組を計画的に促進している。	145 25.8%	144 25.6%	230 40.9%	43 7.7%	562 100.0%
		14 のぞまないセルフプランの解消に向けた具体的な取組を行っている。	213 37.9%	143 25.4%	162 28.8%	44 7.8%	562 100.0%
		15 委託相談は、計画相談支援によらない人を対象に、福祉サービスの利用援助等が必要な人に対して相談支援を行うものという役割分担ができて	328 58.4%	93 16.5%	96 17.1%	45 8.0%	562 100.0%
		16 相談者の状況に応じて、モニタリング頻度を上げる、または地域定着支援、自立生活援助を活用する等の体制を整備している(目指している)。	315 56.0%	127 22.6%	77 13.7%	43 7.7%	562 100.0%
		17 基幹相談支援センターの中核的な機能である「相談支援従事者の支援者支援」「協議会の運営の関与を通じた「地域づくり」の業務」を行っている(あるいは体制の構築を進めている)。	388 69.0%	51 9.1%	79 14.1%	44 7.8%	562 100.0%
		18 市町村の障害福祉担当係と基幹相談支援センターが協働して、サービス等利用計画やモニタリング結果の検討・検証を行っている。	156 27.8%	104 18.5%	258 45.9%	44 7.8%	562 100.0%
5	地域生活拠 点等	19 基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等の機能と役割を理解している。	433 77.0%	78 13.9%	33 5.9%	18 3.2%	562 100.0%
		20 拠点等に求められる機能を理解し、協議会で検討した上で、コーディネーターを配置している。	176 31.3%	67 11.9%	297 52.8%	22 3.9%	562 100.0%
		21 拠点コーディネーターの配置においては、自立支援給付(地域生活支援拠点等機能強化加算)を活用している(あるいは検討している)。	84 14.9%	84 14.9%	371 66.0%	23 4.1%	562 100.0%
		22 拠点コーディネーターは、地域事情を踏まえて、必要な人数を配置している(あるいは検討している)。	178 31.7%	101 18.0%	261 46.4%	22 3.9%	562 100.0%

2

			あてはまる (1+2)	どちらとも えない(3)	あてはまら ない(4+5)	無回答	合計
地域生活拠 点等	23 拠点等では、見学や体験の機会の確保等の取組により、平時や緊急時における体制や地域移行の促進のための体制整備を進めている。	267 47.5%	127 22.6%	149 26.5%	19 3.4%	562 100.0%	
	24 行政、計画相談・地域相談、委託相談、基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業所、入所施設等が、拠点等に関わる自らの機関の担う役割を理解して、拠点コーディネーターと協働しながら取り組んでいる。	140 24.9%	127 22.6%	272 48.4%	23 4.1%	562 100.0%	
(自立支援) 協議会	25 協議会には、当事者家族に加え、福祉・医療・教育・雇用の従事者等、支援体制の構築に必要な関係機関等の参画が図られている。	485 86.3%	40 7.1%	34 6.0%	3 0.5%	562 100.0%	
	26 協議会において、個別の課題から地域課題としてミクロレベル、メソレベル、マクロレベルに整理し、関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等の重点課題を明確にして取り組んでいる。	272 48.4%	187 33.3%	99 17.6%	4 0.7%	562 100.0%	
	27 協議会において、守秘義務の範囲と個人情報保護の取扱いについて共有し、適切な取扱いが可能な状況にある。	475 84.5%	64 11.4%	19 3.4%	4 0.7%	562 100.0%	
	28 協議会において、市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や助言、必要に応じた専門部会等の設置・運営等を行っている。	414 73.7%	82 14.6%	60 10.7%	6 1.1%	562 100.0%	
	29 個別事業から見える地域で抱える課題等について、必要に応じて、市町村協議会から都道府県協議会へ報告を行っている。	159 28.3%	141 25.1%	252 44.8%	10 1.8%	562 100.0%	
	30 都道府県が行う専門性の高い相談支援事業(発達障害者支援センター運営事業等)の活用や連携の推進に取り組んでいる。	155 27.6%	159 28.3%	239 42.5%	9 1.6%	562 100.0%	
	31 都道府県のアドバイザー(都道府県相談支援体制整備事業等)を活用している。	227 40.4%	95 16.9%	230 40.9%	10 1.8%	562 100.0%	

※「オンライン研修」事前課題 集計結果概略(速報値)

3

地域における障害者等の相談支援体制の構築に必要な理解と実践 (大切にしたい31のチェック項目)

都道府県:

市町村名:

本チェックリストは、市町村における相談支援体制の中核を担う市町村担当部署をはじめ、相談支援の関係者、(自立支援)協議会の事務局会議(運営会議)等の構成メンバーの皆様等の共通認識として、実施されている取組等の現在地点の確認をしていただくためのツールとして作成しました。チェックリストへの記載に当たって、参加・ご協力を頂いた関係者の皆様の内訳につきましても、ご記入をお願いします。

記入者	所属部署	
	氏名	
	職名	
	電話番号	
	メールアドレス	

チェックリストの記載に当たって、参加・ご協力頂いた方

※上記の記入者以外の方

該当する方についてチェック欄に■を入力の上、人数を記載してください。

↓

<input type="checkbox"/>	自治体担当者	人
<input type="checkbox"/>	基幹相談支援センターの職員	人
<input type="checkbox"/>	障害者相談支援事業(委託相談)実施事業所の職員	人
<input type="checkbox"/>	上記以外の相談支援事業所の職員	人
<input type="checkbox"/>	地域生活支援拠点等の担当者・コーディネーター等	人
<input type="checkbox"/>	(自立支援)協議会のメンバー	人
<input type="checkbox"/>	その他	人

計 人で記載

↓ その他の方については具体的に記載してください。

地域における障害者等の相談支援体制の構築に必要な理解と実践 (大切にしたい31のチェック項目)

0 0

※設置・整備状況について該当する番号を選択

設置・整備状況	設置・整備済み	未設置・未整備	
		着手	未着手
基幹相談支援センターの設置	1	2	3
地域生活支援拠点等の整備	1	2	3
(自立支援) 協議会の設置	1	2	3

該当する番号を選択

1. とでもあてはまる
 2. ややあてはまる
 3. どちらともいえない
 4. あまりあてはまらない
 5. 全くあてはまらない

※各項目について、「1」～「5」の該当する番号を選択

※番号を選択した理由等、補足説明を「記載欄」にご記入ください。

I. 相談支援体制構築のための基礎理解		番号を選択	記載欄 (番号を選択した理由等)
1	相談支援専門員の創設と(自立支援)協議会の設置	1 相談支援専門員と(自立支援)協議会は、障害福祉施策を推進する行政の機能をサポートする重要な仕組みであることを理解している。	
		2 相談支援専門員は、相談者の年齢や障害毎の区別なく支援できるように制度化された職種であるということを理解している。	
II. 相談支援体制の構築に必要な理解と実践			
1	行政の担当部署	3 障害福祉担当係の窓口対応において、相談者の相談内容を丁寧に聞き取っている。	
		4 障害福祉担当係において、相談者に担当者を分かりやすく明示するなど、責任の所在をはっきり示している。	
		5 障害福祉担当係で対応に苦慮する場合には、上司や部署内で相談できる。	
2	行政内における連携	6 庁内連携が必要な場合には、障害福祉担当係内だけでなく、関係部署にもタイムリーに相談・対応できるチームが組める。	
		7 精神保健分野と協働して、相談支援体制を整備する重要性を理解している。	
		8 重層的支援体制整備事業は包括的な支援体制の整備が目的であり、総合窓口をつくるための事業でないこと、また事業の推進にあたっては調整機能が重要であることを理解している。	
3	行政と委託相談等との連携	9 相談者の状況等によっては、障害福祉担当係と管内の委託相談支援事業者、基幹相談支援センター等に情報共有や協働体制が組める。	
		10 委託元である市町村は、委託相談支援事業者の事業計画等について事業評価を行う等、事業運営の中立性・公平性を担保する仕組みがある。	
4	基幹相談支援センター	11 計画相談(指定特定・指定障害児)、委託相談(市町村障害者相談支援事業)、(中核機能強化加算を算定している)児童発達支援センターとの連携による相談支援体制が整備されている。	
		12 計画相談・地域相談について、報酬による収入で事業経営が成立可能と理解している。	
		13 複数の計画相談支援事業所が協働して一体的管理運営を行う体制を確保することや、「相談支援員」の導入など、相談支援体制の充実に向けた取組を計画的に促進している。	
		14 のぞまないセルフプランの解消に向けた具体的な取組を行っている。	
		15 委託相談は、計画相談支援によらない人を対象に、福祉サービスの利用援助等が必要な人に対して相談支援を行うものという役割分担ができています。(注)委託相談が計画相談にプラスして手厚い支援をするということではない。	
		16 相談者の状況に応じて、モニタリング頻度を上げる、または地域定着支援、自立生活援助を活用する等の体制を整備している(目指している)。	
5	地域生活拠点等	17 基幹相談支援センターの中核的な機能である「相談支援従事者の支援者支援」「協議会の運営の関与を通じた「地域づくり」の業務」を行っている(あるいは体制の構築を進めている)。	
		18 市町村の障害福祉担当係と基幹相談支援センターが協働して、サービス等利用計画やモニタリング結果の検討・検証を行っている。	
		19 基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等の機能と役割を理解している。	
		20 拠点等に求められる機能を理解し、協議会で検討した上で、コーディネーターを配置している。	
		21 拠点コーディネーターの配置においては、自立支援給付(地域生活支援拠点等機能強化加算)を活用している(あるいは検討している)。	
		22 拠点コーディネーターは、地域事情を踏まえて、必要な人数を配置している(あるいは検討している)。	
6	(自立支援)協議会	23 拠点等では、見学や体験の機会の確保等の取組により、平時や緊急時における体制や地域移行の促進のための体制整備を進めている。	
		24 行政、計画相談・地域相談、委託相談、基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業所、入所施設等が、拠点等に関わる自らの機関の担う役割を理解して、拠点コーディネーターと協働しながら取り組んでいる。	
		25 協議会には、当事者家族に加え、福祉・医療・教育・雇用の従事者等、支援体制の構築に必要な関係機関等の参画が得られている。	
		26 協議会において、個別の課題から地域課題としてミクロレベル、メソレベル、マクロレベルに整理し、関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等の重点課題を明確にして取り組んでいる。	
		27 協議会において、守秘義務の範囲と個人情報保護の取扱いについて共有し、適切な取扱いが可能な状況にある。	

6	(自立支援) 協議会	28	協議会において、市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や助言、必要に応じた専門部会等の設置・運営等を行っている。		
		29	個別事案から見える地域で抱える課題等について、必要に応じて、市町村協議会から都道府県協議会へ報告を行っている。		
		30	都道府県が行う専門性の高い相談支援事業（発達障害者支援センター運営事業等）の活用や連携の推進に取り組んでいる。		
		31	都道府県のアドバイザー（都道府県相談支援体制整備事業等）を活用している。		

■ 貴市町村の「障害福祉計画」についてお尋ねします。

現行の計画における相談支援体制構築に関して、基本方針や目標等についてどのように記述されていますか。簡潔にご記入ください（抜粋等）。

相談支援体制構築	
----------	--

※個別に具体的な記述があれば、ご記入ください。

基幹相談支援センター	
地域生活支援拠点等	
(自立支援) 協議会	